

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび下記業務の料金の一部について、改定させて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

弊社では今後とも全社をあげて、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、引き続き御愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 業務名

- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・性能向上計画に係る技術的審査
- ・認定表示に係る技術的審査
- ・BELS 評価

2. 料金適用日

令和4年3月1日以降の申請受付分より、新料金を適用いたします。

以上

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

1. 一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税込価格)

① 一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1
200㎡以下	41,800円	19,800円	新規料金を適用	19,800円	5,500円
200㎡超	50,600円	24,200円	新規料金を適用	24,200円	5,500円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b) 当社に対し、設計住宅性能評価申請を提出するもの(ただし、技術的審査に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)。
- (c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

② 共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2
200㎡以下	Mt × 41,800円	Mt × 19,800円	新規料金を適用	Mc × 19,800円	Mc × 5,500円
200㎡超	Mt × 50,600円	Mt × 24,200円	新規料金を適用	Mc × 24,200円	Mc × 5,500円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

1. 一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税込価格)

① 一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	性能向上認定(35条認定)に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1
200㎡以下	41,800円	19,800円	新規料金を適用	19,800円	5,500円
200㎡超	50,600円	24,200円	新規料金を適用	24,200円	5,500円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b) 当社に対し、設計住宅性能評価申請を提出するもの(ただし、技術的審査に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)。
- (c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

② 共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	性能向上認定(35条認定)に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※2	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※2
200㎡以下	Mt × 41,800円	Mt × 19,800円	新規料金を適用	Mc × 19,800円	Mc × 5,500円
200㎡超	Mt × 50,600円	Mt × 24,200円	新規料金を適用	Mc × 24,200円	Mc × 5,500円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査

1.一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分（税込価格）

①一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	表示認定(41条認定)に係る技術的審査料金(税込)	
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1
200㎡以下	41,800円	19,800円
200㎡超	50,600円	24,200円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a)当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b)当社に対し、個別性能(5-1断熱等性能等級、又は5-2一次エネルギー消費量等級)を取得する既存住宅の建設住宅性能評価申請を提出するもの。
- (c)新築時に、建設住宅性能評価を取得しているもの。

②共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	表示認定(41条認定)に係る技術的審査料金(税込)	
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1
200㎡以下	Mt × 41,800円	Mt × 19,800円
200㎡超	Mt × 50,600円	Mt × 24,200円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数、フロア入力法の場合は、フロア数(共用部分は1住戸とみなして計算します)。

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

BELS評価

1.一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税込価格)

①一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
			当社以外で、直前の評価を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
200㎡以下	41,800円	19,800円	新規料金を適用	19,800円	5,500円
200㎡超	50,600円	24,200円	新規料金を適用	24,200円	5,500円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a)当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b)当社に対して、当該基準に係る以下のいずれかの申請を提出するもの(ただし、選択項目に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)、又は当該基準に適合していることを証する書類を添付するもの。
 - ・設計住宅性能評価、又は建設住宅性能評価
 - ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
 - ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
 - ・建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
 - ・建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査
 - ・現金取得者向け新築対象住宅証明
 - ・贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明
 - ・フラット35S適合証明の設計検査、中間現場検査、又は竣工現場検査
- (c)変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

②共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
			当社以外で、直前の評価を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
200㎡以下	Mt × 41,800円	Mt × 19,800円	新規料金を適用	Mc × 19,800円	Mc × 5,500円
200㎡超	Mt × 50,600円	Mt × 24,200円	新規料金を適用	Mc × 24,200円	Mc × 5,500円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。